公　告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月19日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和８年５月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東北公営事業株式会社　武村　幸徳　宮城県仙台市泉区根白石字町東26－１　国土交通大臣許可（般－07）第23714号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年５月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

公害等調整委員会公示第１号

公調委令和七年（フ）第１号及び同八年（フ）第１号三重県鳥羽市菅島町字村口地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件及び同参加申立事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和八年六月十九日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

愛知県名古屋市熱田区森後町三番二十四号

裁定申請人　鶴田石材株式会社

代表者　代表取締役　鶴田　欣也

三重県志摩市阿児町鵜方三〇九八番九号

処分庁　三重県志摩建設事務所長

三重県鳥羽市鳥羽三丁目一番一号

参加人　鳥羽市

代表者　市長　小竹　篤

三重県志摩建設事務所長が、令和七年二月二十七日付けをもって、鶴田石材株式会社の岩石採取計画認可申請に対してした不認可処分は、認可の申請に必要な書類が添付されているにもかかわらず、これが添付されていないことを理由とする誤ったものであること及び採石法第三十三条の十七に基づく災害防止命令（令和六年三月十五日付け三重県指令志建第千七百五十二号）は本件申請に影響を及ぼさないものであることから、その取消しの裁定を求める。

二　審理期日　令和八年七月二十一日午前十時三十分

三　場所　東京都千代田区霞が関三－一－一　中央合同庁舎第四号館　公害等調整委員会審理廷